

稼働中の原発の運転停止を命じた大津地裁の画期的決定 再稼働を阻止し、全ての原発の廃炉へと進もう！

関電の老朽原発高浜1・2号、美浜3号を廃炉に追い込もう！

被災者切り捨て、帰還強要・避難区域解除に反対を！「避難の権利」の確立を！



◆大津地裁の高浜3・4号運転差止の画期的決定

3月9日、大津地方裁判所は、高浜原発3・4号の運転差止を命ずる決定を下した。稼働中の原発の運転停止を命じた画期的決定だ。福島原発事故から5年前にした決定は、事故の原因究明もいまだなされていない中、再稼働に突き進む関電と国を厳しく批判し、決して原発事故を繰り返してはならないことを根底に据えている。

決定は、伊方最高裁判決の枠組みを踏まえて、膨大な資料を持つ関電に立証責任を負わせた。そのうえで、関電の重大事故対策、活断層評価と基準地震動・耐震安全性等が不十分で、関電が十分な主張・説明をなし

ていないと判断した。さらに、規制委員会の新基準に対しては、福島原発事故の「原因究明を徹底的に行うことが不可欠」とし、審査と許可が「直ちに公共の安寧の基礎となると考えることをためらわざるを得ない」と批判した。

そして今回初めて、原発事故時の避難計画について、規制基準に組み入れて、国が責任を持つべきだと判断した。再稼働を強行する一方で、避難計画は地方自治体に責任を転嫁している国の無責任な姿勢を断罪している。今回の決定を勝ち取った原告・弁護団に感謝し、これをバネに運動を強めていこう。

◆再稼働を阻止し、全ての原発の廃炉へと進もう

大津地裁の決定は、川内原発に続き高浜原発の再稼働強行の最中に、そして伊方・玄海と次々に再稼働が狙われる中で出された。決定によって、高浜3・4号は当面再稼働できなくなった。この決定をバネにして、政府の原発推進に反撃していこう。各地の原発の再稼働を阻止し、全ての原発の廃炉へと進んでいこう。

3月11日の福井集会では、高浜3・4号の福井地裁提訴は保留とし、決定を活かして廃炉を求め、福井と関西の運動の新たな連携を強めよう確認された。

とりわけ、40年超えの高浜原発1・2号、美浜3号の再稼働を阻止し、廃炉に追い込もう。政府のエネルギー政策「原発依存度20～22%」は、老朽原発の

稼働なしには達成できない。高浜1・2号は7月7日までに全ての審査に合格しなければ時間切れとなり廃炉となる（美浜3号は11月末）。そのため、規制委は2月24日に新基準適合性審査合格の「審査書案」を強引にまとめた。

難燃性ではない電気ケーブルは防火シートで覆う等の関電の姑息な対策を基本的に了承し、耐震安全性問題や重大事故対策等も基本方針を了承しただけで、すべて工事認可と運転期間延長審査に先送りしている。期限最優先の審査だ。まずは、「審査書案」に対し、老朽原発再稼働反対の多くの意見を出そう（パブコメは裏面参照）。

◆帰還の強要、避難区域の解除反対。被災者への補償・支援の打ち切り反対！

政府は、福島原発事故などなかったかのように、区域外避難者への住宅支援を打ち切り、帰還を強要している。さらに、帰還困難区域を除いて、来年3月までに避難区域を解除しようとしている。被災者へのわずかな慰謝料も2018年3月で打ち切ろうとしている。福島の子もたちの甲状腺がんは166名（がんとかんの疑い含めて）にもなり多発しているが、国も福島県も原発事故との関係を認めようとしていない。

あまりにも理不尽な国と福島県の仕打ちに対し、「『避難の権利』を求める全国避難者の会」等は、結束を強めて政府の帰還強要に反対する運動を強めている。福島原発事故の責任をめぐる刑事裁判も、福島の住民の運動によって、検察審査会の決定が勝ち取られ、東電の事故責任を問う刑事裁判が開始される。事故から5年を経て、福島原発事故の責任追及、「避難の権利」確立を求める運動との連携を一層強めていこう。